

議 長	おはようございます。 定刻になりましたので、只今より令和２年第４回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 新型コロナウイルスにより、世界中が脅威にさらされている状況から、農業委員会総会を開催するにあたり、出来る限りの対策を講じて、この場に臨んでいます。 したがって、会議時間を短縮させていただき濃厚接触の時間を軽減しますので、ご了承ください。 本日は、５番 塩田 俊一委員、１１番 田久保 征夫委員より、欠席の報告がありました。 １名の欠員、２名の欠席を含め１６名中１３名の出席により本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会総会会議規則」第２６条の規定により議長より指名させていただきます。 ３番 伊藤 和彦委員、４番 飯生 良委員、両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は３件、報告案件が３件でございます。 その他の事項として、例年、年度当初の総会にて、産業振興課職員から、農業政策の予算説明があります。 本日も、令和２年度の農業政策の説明と、農業委員改選について、議案審議の前に行います。 それでは、事務局は産業振興課職員を案内してください。 説明の間、暫時休憩とします。 ・ ・ ・ ・ ・ 人事紹介、農業関係予算説明 ・ ・ ・ ・ ・ 休憩前に戻り、議事に入ります。 産業振興課より、農業政策の予算説明がありましたので令和２年度は、農業政策の改革に期待したいと思います。 それでは、議案第１号「令和２年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）」を議案とします。 事務局は、議案第１号の朗読及び説明をお願いします。
事務局	はい。おはようございます。

	それでは議案第 1 号について、読み上げさせていただきます。 議案第 1 号、令和 2 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について。 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 2 号（案）の提出があったので意見を求める。 令和 2 年 4 月 8 日提出。 1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●平方メートル 2 権利の内容 使用貸借権設定（3 年間） 3 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●番●号 ●●●●●。譲渡人 習志野市●●●丁目●番●●号 ●●●●●。 以上でございます。 次のページ、参考資料をご覧ください。 3 番「利用権を設定し、または移転しようとする事由の詳細」について説明させていただきます。 譲受人は、平成 28 年 5 月から利用集積により、●●●●さんが●●●●さんの農地を貸借にて耕作を開始しました。 貸借を開始した初年度、平成 28 年度は 1 年間の利用集積を行い、その後、1 回目の更新として 3 年の利用集積を経て、今回 2 回目の更新となります。 先月の総会でもありましたように、農用地を借りる手法は 2 通りあります。 1 点目は、農地法 3 条により契約を交わして借りるもの。 2 点目は、今回のように農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、お借りするものとなっております。 ただし、農地法 3 条は借手側が農家要件を満たす者であれば許可可能となりますが、今回の農用地利用集積計画を作成し、農地を借りることは認定農業者でなければ使えない手法となります。 この点が、先月ご審議いただきました新規就農者の議案と異なるところであります。 認定農業者という資格が如何に重いかということを村山委員もご発言いただきましたが、農家要件を満たすが認定資格を有さない農家は農地法 3 条に基づき契約書を取り交わす必要がありますが、認定農業者は契約書を取り交わすことなく利用集積計画を提出することによって、農地を借りることができるというものであります。 譲受人である●●●●さんは、認定農業者の更新を平成 30 年に実施し、令和 5 年までの 5 年間資格を有しております。 この内容については、前回の現地調査の場において、同じ地区の三代川和彦委員と三代川彦博委員、会長と事務局で現地を確認しております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
--	---

議 長	はい、ありがとうございました。 これより、議案第 1 号についての審議に入ります。 ご質問の有る方は、挙手願います。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第 1 号 「令和 2 年度 習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）」について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 ．．．．．全員賛成．．．．． 全員賛成で、議案第 1 号は、承認されました。 事務局は、習志野市長に対し、承認の旨、回答してください。 続きまして、議案第 2 号 「農地の下限面積の設定について」を議案とします。 事務局は、議案第 2 号の朗読・説明をお願いします。
事務局	それでは、総会資料 2 ページをお開きください。 議案第 2 号 「農地の下限面積の設定について」。 平成 2 1 年 1 2 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなっており、また、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日付けで一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっています。 このため、下限面積の設定について以下のとおり提案いたします。 現行は 3 0 アールであり、提案でも 3 0 アールとさせていただきました。 これにつきましては、平成 2 2 年に下限面積を 5 0 アールから 3 5 アールに設定し直し、その後変更はありませんでしたが、2 0 1 5 年農林業センサスの結果にて、市内の農業経営体数並びに、経営面積の著しい減少傾向がみられたことから、農地基本台帳を基に全体の 4 割を下回らないように算定し直し、3 0 アールが適当との判断に至り、平成 2 9 年 4 月 1 日に下限面積を 3 5 アールから 3 0 アールに変更したという経緯があります。 今回の提案理由については、農地法施行規則第 1 7 条第 1 項第 3 号の規定により、農業委員会が定めようとする別段の面積は、定めようとする面積未満の

	農地を耕作している者の数が全体の４割を下回らないように算定することとされています。 習志野市の場合は、担い手不足や農業者の高齢化が進み、農業者以外の相続等により遊休農地が増加していることや、隣接地の千葉市花見川区との現状を鑑み、現状の３０アールが適当と判断するものです。 八千代市も本年１月に５０アールから３０アールに改定いたしました。 東葛地域の下限面積の設定状況は裏面の近隣各市の状況に記載のとおりであります。 下限面積が一番小さい面積としている地区は、千葉市と市川市の一部であり、これら地区は駅近郊の農地であるため２０アールとしております。 八千代市については、本市同様、相続等により耕作放棄が進んでおり、隣接する本市を参考に下限面積を改定したと報告を受けております。 以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。 それでは、この提案について、賛成意見もしくは、質問のある方は挙手願います。 ６番 渡邊 幸枝委員、何かありませんか。
渡邊委員	特にありません。
議 長	その他、ありませんか。２番 江口 明美委員は何かございますか。
江口委員	いいえ、ありません。
議 長	その他、ありませんか。１２番 村山 茂男委員。
村山委員	全体の４割を下回らないように算定しているとのことですが、実際は何割程度でしょうか。
事務局	５割程度となっております。
村山委員	わかりました。
議 長	よろしいですか？他にございますか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。

議 長	議案第 2 号、農地の下限面積の設定について賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成ですので、令和 2 年度の習志野市の下限面積は 3 0 アールで決定しました。 続きまして、議案第 3 号 「農地法第 5 条及び第 4 条の規定による許可申請について」、同一の転用に伴うものであることから、一括で審議します。 それでは、農地法第 5 条及び第 4 条の規定による許可申請について事務局より議案説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 3 号について、ご説明させていただきます。 議案第 3 号 農地法第 5 条及び第 4 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。 令和 2 年 4 月 8 日提出 1 申請地の所在、面積 5 条許可につき 習志野市●●●●丁目●●●●番●●の一部 ●●●●平方メートルの内、●●●●平方メートル 4 条許可につき ●●●●番●●●●の一部 ●●平方メートルの内、●●平方メートル 2 権利の内容 5 条許可につき 転用を伴う使用貸借権設定です。期間は 3 0 年となっております。 4 条許可につき 専用住宅建築に伴う私道負担としてセットバック部分が対象となっております。 3 転用目的 5 条許可につき 専用住宅 4 条許可につき 公衆用道路 4 申請者住所、氏名 譲受人 船橋市●●●●丁目●●●●番●●号 ●●●● ●●●●(●●歳) 会社員 譲渡人 兼 4 条許可にかかる申請人

	習志野市●●●●丁目●番●●号 ●●●●（●●歳） 農業 次頁の資料1をご覧ください。 内容につきましては、今ほど申し上げたとおりでございますので、申請理由について、ご説明申し上げます。 申請理由 譲受人は譲渡人の長女の夫である。現在は船橋市内の賃貸住宅に居住しているが、将来子供が生まれた場合には手狭であり、専用住宅の新築を希望しているものの夫婦ともに所有地がなく、義父である譲渡人に土地の借用を申し入れたものであります。 一方譲渡人も、今回申請にかかる農地以外には所有地がなく、本件転用申請に及んだものであります。 なお、貸借の手法としては使用貸借契約を締結する予定であり、1筆の一部に係る申請であります。 上・下水道は接する市道06-001号線に敷設されているため、そこに接続するものとし、雨水は浸透貯留施設から溢れたものを汚水と合せて下水道に放流する計画であります。 また周辺農地は本件の残地しかなく、当然、譲渡人の所有であるが、当該農地部分に土砂が流出しないよう型枠ブロックで土留を設置します。 なお、同時に申請された4条許可は、建築の前提として私道負担（セットバック）に供しようとするものであり、転用後は習志野市への帰属を予定しております。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 事務局、説明ありがとうございました。 続いて、現地調査報告を1番植草 守委員お願いします。 植草委員 はい。それでは、議案第3号「農地法第4条・5条の規定による許可申請」について、現地調査報告をします。 現地調査は、令和2年3月30日に、農業委員14名、事務局3名、所有者側として、代理人のエコ住建の増田さん、施行者のミサワホームの計19名で立会を行いました。 申請地は、案内図のとおり、市役所から企業局に向かい●●●●丁目の交差点を右折し、次の信号を左に曲がった 住宅地に隣接した農地です。 今回の申請地は、東側のみ道路に接道している、長方形の農地になります。 接道している農地の一部に娘夫婦が家を建てるための申請と聞いています。 譲渡人の●●●●さんは、長年教員をされており、退職後に、農業に従事した
--	--

	ようです。 残りの農地について、しばらくは、本人が耕作を続けると聞いています。 以上、議案第3号の現地調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しくご審議のほどお願いします。
議 長	植草 守委員、現地調査報告ありがとうございました。 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。
事務局	農地として残す残地部につきましては、今ほど植草委員の現地調査報告にありましたとおり、しばらくは本人が耕作を続けると伺っております。 どのように耕作を継続するのか説明させていただきます。 先日の現地調査の場において、代理人に対して、残された農地の活用方法について計画書を提出するよう指導いたしました。 これを受けて、昨日の4月7日付けで文書にて耕作計画が提出されました。 春から夏にかけては、スイカ、ピーマン、メロン、インゲン豆、ナス、生姜、きゅうり、じゃがいも、かぼちゃ、トウモロコシ、トマト、枝豆となっております。 春から秋栽培としては、冬瓜、菊、落花生、さつま芋、里芋、ヤーコンであり、秋から冬は、ビーツ、白菜、大根を栽培し、秋から初夏にかけては、いちご、カリフラワー、エンドウ豆、そら豆、玉ねぎ、ブロッコリーを、通年栽培としてネギを栽培するという計画が示されました。 以上から、栽培作物のほとんどが自家消費の作物と思われます。 本人としては、今後10年間は引き続きこれら農産物を栽培するとのことです。 以上でございます。
議 長	ありがとうございました。 その他に意見等がありましたら、挙手をお願いします。 他にないようですので、議案第3号の採決に入ります。 議案第3号 農地法第5条及び第4条の規定による許可申請について許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第3号は、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して進達することに決しました。

議 長	事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達をしてください。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第１号の農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出の受理通知及び報告第２号の農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出の受理通知ですが、質問等のある方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか。
事務局	特にありません。
議 長	質問等が無ければ、続きまして、報告第３号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について３件ありますが、何か質問等がございましたら挙手願います。 事務局、補足説明などありますか。
事務局	はい。 報告第３号ですが、こちらにつきましては、●●●●さんが所有していた生産緑地を解除し、合計２３区画の宅地分譲開発した土地に接する場所でございます。 大久保の菅田八幡神社の県道挟んで向かい側で、マンションに囲まれて、こんな場所に生産緑地があったんだと思った場所です。 皆様方も、生産緑地の解除あるいは総会前の現地調査を行いましたので、記憶に新しいかと思います。 当該地につきましては、資料に記載のとおり、●●●●さんが主たる従事者となっており、すぐ脇の畑の所有者で●●●●さんの弟さんもお住まいでございまして、お二人でキレイに管理されておりました。
議 長	ありがとうございます。 他に何かございますか。 無いようですので、以上を持ちまして、令和２年第４回習志野市農業委員会総会を終了いたします。